

KDDI Business ID Sync Tool 提供規約

KDDI Business ID Sync Tool（以下「本ソフトウェア」という。）は、第1条に定める本サービスの提供を受けるために必要なソフトウェアをいい、本規約に基づき提供するものとする。

第1条（本ソフトウェア及び本サービス）

1 本ソフトウェアは、お客さまが管理する Active Directory サーバーにインストールすることにより、当該 Active Directory サーバーにおいてお客さまが管理する以下の情報（以下「対象情報」という。）を、KDDI 株式会社（以下「弊社」という。）が運営及び管理する KDDI Business ID サービスのサーバーに送信し、対象情報と KDDI Business ID サービスの ID 情報とを連携させ、ID 情報管理機能及びシングルサインオン機能の利用が可能になるサービス（以下「本サービス」という。）をいう。なお、本ソフトウェアには、弊社がお客さまに提供する更新版及びバージョンアップ版が含まれるものとする。

- ① ログイン ID 及びパスワード
- ② 氏名（漢字、かな）
- ③ メールアドレス
- ④ 電話番号
- ⑤ ご所属の法人等の組織情報（法人名、部、課、役職等）
- ⑥ その他 Active Directory サーバーにおいてお客さまが管理する情報（Web ページ、説明、メモ等の情報）

2 本サービスは、KDDI Business ID サービスの一機能として提供されるものとし、本ソフトウェア及び本サービスの使用条件は、次のサイトに掲出する本規約〔KDDI Business ID サービス利用規約及び KDDI Business ID に関する重要事項説明書〕（以下「本規約〔等〕」という。）に定めるものとする。お客さまは本規約等に同意の上、本ソフトウェア及び本サービスを使用するものとし、本規約等に変更があった場合は、変更後の使用条件に従うものとする。なお、弊社は、変更後の本規約等の文言及びその効力発生時期を、次のサイトにおいて周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとする。

【本規約掲出サイト】 <http://www.kddi.com/business/support/service/business-id/rule/>

第2条（本ソフトウェアの用途・目的）

お客さまは、本ソフトウェアを本サービスの提供を受ける目的にのみ使用するものとし、本ソフトウェアを、KDDI Business ID サービスの管理画面から弊社が別途定める方法に従い、ダウンロードの上、インストールするものとする。

第3条（使用許諾）

- 1 弊社は、お客さまが本規約の定めるところに従い、本ソフトウェアをお客さまの管理する Active Directory サーバーにインストールする方法により使用することを許諾する（以下「本許諾」という。）。
- 2 本許諾にかかる本ソフトウェアの使用権は、非独占的であり、かつ、再許諾不可、譲渡不能のものとする。
- 3 本許諾にともない、弊社がお客さまに提供する、本ソフトウェアが記録された媒体は、弊社からお客さまに貸与されるものであり、所有権は弊社に留保されるものとする。

第4条（権利帰属）

- 1 お客さまは、本ソフトウェア及びその付属ドキュメントに関連する著作権その他の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む一切の知的財産権をいい、以下「著作権等」という。）が、弊社に帰属すること、及び本規約の適用によって本ソフトウェアの著作権等が、弊社からお客さまに移転するものではないことを確認する。
- 2 本ソフトウェア又は本サービスに関する著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む一切の権利は、当社又はそれら権利を有する第三者に帰属します。当社は、当規約に定める場合を除き当アプリについて、当社に無断で複製、改変、解析、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等及び本サービスと無関係な利用を行うことを禁止します。
- 3 お客さまは、本規約に違反し当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第5条（禁止事項）

お客さまは、弊社の事前の書面による承諾を得ない限り、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

- （1）本規約に定める目的以外の目的で本ソフトウェアをインストールし、又は使用すること。

(2) 本ソフトウェアの使用権を第三者に貸与、譲渡、リース、レンタルし、又はサブライセンスすること。

(3) 本ソフトウェアを複製、改変、解析、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、ネットワーク上で配信し、若しくは他の著作権法上の行為を行い、又は逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は他の方法のリバースエンジニアリングを行うこと。

(4) 本件ソフトウェアの性能を公表すること。

2 お客さまは、本規約に違反し、弊社又は第三者に損害を与えたときは、本ソフトウェアの使用を終了した後であっても、その損害を賠償するものとする。

第6条 (保証)

本規約に記載がある場合を除き、弊社は、本ソフトウェア又は本サービスの使用に関してお客さま又はその他の第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

1 弊社は、本ソフトウェアが、弊社の指定した環境において、別途弊社が定める本ソフトウェアの仕様に従って稼働することを保証する。

2 本ソフトウェアが前項の規定に従って稼働しなかったときは、弊社は、お客さまに対し、本ソフトウェアの納入後12カ月以内に限り、代替品を提供するものとする。

3 前各項の規定に拘らず、本ソフトウェアの仕様不適合が以下のいずれかの場合に生じたときは、弊社はお客さまに対して、当該仕様不適合につき何らの責任も負わない。

(1) 当該仕様不適合が、本ソフトウェアと第三者のソフトウェアとの組み合わせ、又はネットワークの不調に起因する場合

(2) 本ソフトウェアが、弊社が指定した動作環境又は動作条件とは異なる環境又は条件下で使用された場合

(3) 本ソフトウェアが、弊社以外の者によって、弊社の承諾なく改変された場合

(4) その他、弊社の責めに帰すべからざる事由による場合

4 本条の規定は、本ソフトウェアの瑕疵、不具合及び保証に関する弊社の一切の責任を規定したものであり、弊社は、理由のいかんにかかわらず、お客さまに対して、金銭的責任を含め、本条以外には一切の保証をせず、かつ責任を負わないものとする。

第7条 (ライセンシーの義務)

1 お客さまは、本ソフトウェアを稼働するために必要な仕様を満たした Active Directory サーバ

一等のハードウェア、周辺機器、オペレーティングシステム等の環境を、自らの責任と費用において確保・維持するものとする。

2 お客さまが前項の義務を怠った場合、弊社は、瑕疵担保責任、品質保証責任、又はその他一切の責任を負わないものとする。

第8条（第三者による権利侵害）

弊社は、本ソフトウェア又は本サービスが第三者の権利を侵害していないことを保証するものではない。万一、本ソフトウェア又は本サービスが第三者の権利を侵害し、又はその虞があると判明したときは、お客さまは速やかに、弊社の指示に従いお客さまの管理する Active Directory サーバーからアンインストールするものとする。

第9条（責任の制限）

弊社は、いかなる場合も、間接損害、派生損害、逸失利益、特別の事情から生じた損害（損害発生につき弊社の予見の有無を問わない）、データの消失、及びその他、本規約に明示的に定めのない金銭責任は一切負わない。

第10条（監査権）

1 弊社は、あらかじめお客さまに通知することにより、本規約上の義務の履行状況について監査又は検証する目的で、弊社若しくは弊社が指名した代理人によって、お客さまの通常の営業時間内に、お客さまの事業所に立ち入り、本ソフトウェアがインストールされた端末に加え、お客さまが管理する他の Active Directory サーバー端末内のデータを閲覧し、複製することができるものとする。

2 前項の監査は、お客さまの事業運営を妨げることが最小限となるよう実施するとともに、弊社の監査は、緊急やむをえない場合を除き、1年につき2回を限度に実施することができるものとする。

3 監査により、お客さまが弊社に実際に支払った使用料が支払うべき使用料に比べ過少であるなど本規約に基づく制限に違反していることが判明した場合、お客さまは、弊社に損害賠償をなすほか、当該監査に関して弊社が要した費用を支払うものとする。

第11条（譲渡）

- 1 お客さまは、弊社の書面による事前の承諾なくして、本規約上の地位、並びに、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 弊社は、事業譲渡その他事業再編のために本規約にかかる事業を他者に承継させる場合には、お客さまの承諾なく、本規約上の地位、本ソフトウェアの著作権等、及び本ソフトウェアの使用許諾権を第三者に譲渡することができる。

第12条（輸出等の禁止）

お客さまは、本ソフトウェアの使用を日本国内に限るものとし、お客さまは、本ソフトウェアを国外に持ち出さないものとする。

第13条（使用期間）

本規約に基づく本ソフトウェアの使用期間は、KDDI Business ID サービス利用規約によって定める契約期間に準拠するものとする。

第14条（契約解除）

お客さまにつき下記の事由が発生したときは、弊社はお客さまに対し、催告を要せず本規約を解除することができる。この場合においてお客さまは当然に期限の利益を喪失し、かつ本許諾は当然に終了する。

- （1）本規約の違反があったとき
- （2）破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立のあったとき、又は支払停止があったとき
- （3）本ソフトウェアに関する弊社の著作権その他の権利を侵害し、又は弊社への権利の帰属を争ったとき

第15条（契約終了後の措置等）

- 1 お客さまは、本規約に基づく本ソフトウェアの使用期間終了後直ちに、本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをインストールしていた Active Directory サーバーから、本ソフトウェアを消去するものとする。またお客さまは、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返還する。
- 2 本ソフトウェアの使用期間終了後も、本規約第4条（権利帰属）、第6条（保証）、第9条

(責任の制限)、第11条(譲渡)、第16条(秘密保持)、及び第17条(合意管轄)の規定は存続する。

第16条(秘密保持)

1 弊社及びお客さまは、本規約の履行に関して相手方から秘密である旨を表示して開示された技術上、営業上、又は業務上の情報(以下「秘密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本規約の目的外に使用せず、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。

2 前項にかかわらず、次の情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 相手方から開示を受けた時点で既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの

3 本条の機密保持義務は、本規約が終了した後も存続するものとする。

第17条(合意管轄)

本規約に関する紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(2019年2月現在)

